

平成27年12月7日

地方運輸局及び地方運輸支局ご担当者各位

自動車局貨物課長

日頃より「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」に関し、各地方における取組みの中心となってお尽力をいただき、ありがとうございます。

現在、各運輸局・運輸支局において、第2回の地方協議会に向けた準備を進めていただいていることと存じますが、各地の協議会関係者からのご質問等を踏まえ、今後4年間にわたる取組みの前提として、改めて皆様と共有させていただきたい事項がございますので、下記に周知させていただきます。

関係各位におかれましては、下記の事項を踏まえ、引き続き、各地方協議会の運営に主体的に取り組んでいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 協議会の目的について

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の目的は、

- ① 長時間労働の抑制 及び
- ② 適正運賃の収受をはじめとする取引環境の改善

の2点です。初年度である本年度は①の「長時間労働の抑制」に重点を置いて、トラック事業者の実態把握のための調査等を行いました。今後の協議会の持ち運びに関しては、②の観点も考慮に入れながら検討を進めていただけますようお願いいたします。

## 2. 運営の基本的考え方

地方協議会の運営について、中央協議会と同様の会議をノルマとしてこなすだけでは、各都道府県で地方協議会を実施する意味がありませんので、各地の環境・特性を踏まえ、具体的な成果に結びつく取組として何が必要かを主体的に考えていただきますようお願いいたします。

なお、各地方協議会の進め方等に関し、検討の過程で疑問点や懸念事項が生じた場合には、本省貨物課においていつでもご相談に応じますので、遠慮なくご連絡ください。

## 3. 協議会のメンバーの追加や分科会等の設置について

協議会のメンバーの追加（着荷主の追加等）や分科会等の設置に関しては、各地方における必要性に応じて、独自に実施していただく結構です（中央や他の地方との並びを気にかけていただく必要はありません。）。

※実際に、一部の県では第1回の協議会開催後にメンバーを追加しています。  
※分科会等の設置に関しては、例えば、農産物と工業品いずれもの生産が盛んな地方において、それぞれの課題に応じた議論を行うため、農産物の輸送に係る議論を行う分科会と工業品の輸送に係る議論を行う分科会を、それぞれ設置することなどが考えられます。

## 4. 今後4年間の協議会のスケジュールに関して

本協議会の今後3年間の大まかなスケジュールについては、別添の資料を

参照してください。これをひとつの目安として、各地方協議会における議論の進め方や関係者への取組みの普及方法などの検討を進めて下さい（中央協議会での取引環境の改善に向けた検討の進め方は、今後、情報共有させていただきます。）。

なお、各運輸局・運輸支局等において、有益と思われることを独自に取り組んでいただくことは妨げられるものではなく、例えば、中央協議会とりまとめのガイドラインを補足するような地方の特性を反映した独自のガイドライン等の作成や、地方独自の普及促進策を講じることは、各地方における取組みの推進のため非常に有意義であると思われるので、積極的にご検討ください。

以 上

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の今後の進め方(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	第4回地方協議会 開催					第5回地方協議会 開催					第6回地方協議会 開催	
	パイロット事業実施集団打合せ、実施、とりまとめ											
平成29年度		第4回中央協議会開催					第5回中央協議会開催					第6回中央協議会開催
	パイロット事業実施集団打合せ、実施、とりまとめ											
平成30年度		第7回地方協議会 開催				第8回地方協議会 開催					第9回地方協議会 開催	
	パイロット事業実施集団打合せ、実施、とりまとめ											
			第7回中央協議会開催				第8回中央協議会開催				第9回中央協議会開催	
	ガイドラインの策定											
		第10回地方協議会 開催					第11回地方協議会 開催				第12回地方協議会 開催	
		第10回中央協議会開催					第11回中央協議会開催				第12回中央協議会開催	
	ガイドラインの策定											
	普及・定着の促進											